

電磁的方法（電子メール等）の活用（任意）

会議の開催通知や表決について、電磁的方法（電子メールを含む）を活用することも可能です。電磁的方法の活用をしたい NPO 法人は、該当条項に必要な変更を行う定款変更認証申請を行いましょ。

「電磁的方法」とは、「電子メール」、「ホームページの意見欄等への書き込み」、「磁気ディスク、CD 等に記録してそれを送付する」方法で、受信者がそのファイルを記録してかつその記録を書面に出力できなければなりません。

しかし、この方法による表決は、本人からのものか確認が困難な場合が多く、なりすましや改ざん防止のため、電子署名やパスワード交付等の対策を十分検討しておく必要があります。

この方法の中で、電子メールのみの活用の場合「電子メール」の文言を挿入します。

（注1）定款変更は、定款変更認証申請の前に社員総会での決議が必要です。

（注2）この内容の定款変更は、登記事項以外の条項ですので、定款変更に伴う変更登記は行う必要はありません。

【電磁的方法・電子メールによる開催通知、表決権を採用する場合の定款変更新旧対照表】

（注）この新旧対照表の条項、文言は、モデル定款によっています。ご利用になる場合、ご自分の法人の定款の条項、文言を基礎にして変更してください。

【新旧対照表の重要な注意点】

※「電磁的方法」、「電磁的記録」の文言の内容は、「電子メール」以外に「HP 上への書き込み」「磁気ディスクへの記録」を含みます。

※「電子メール」のみに限定する場合は挿入する文言は「電子メール」とします。

1. 会議（総会、理事会）の開催通知での電磁的方法あるいは電子メールの利用
・社員総会、理事会のどちらかのみ利用の場合は、該当条項のみ変更します。

新	旧
第5章 総会 (招集) 第25条 (略) 2 (略) 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール)をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。	第5章 総会 (招集) 第25条 (略) 2 (略) 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
第6章 理事会 (招集) 第34条 (略)	第6章 理事会 (招集) 第34条 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 又は電磁的方法 (電子メール) をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>
--	--

2 社員総会での電磁的方法あるいは電子メール表決

新	旧
<p>第5章 総会</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録 (電子メール)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法 (電子メール)をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数 (書面若しくは電磁的方法 (電子メール)による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第5章 総会</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(左記第3項は、全員賛成の書面決議によるみなし総会決議を採用していない場合は、不要です)</p> <p>(表決権等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録（電子メール）により同意の意思を表示したことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称</p> <p>(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>(左記第3項は、全員賛成の書面決議によるみなし総会決議を採用していない場合は、不要です)</p>
---	---

3 理事会での電磁的方法あるいは電子メール表決

新	旧
<p>第6章 理事会</p> <p>(表決権等)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面<u>又は電磁的方法（電子メール）</u>をもって表決することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面<u>又は電磁的方法（電子メール）</u>による表決者にあつては、その旨を付記すること。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6章 理事会</p> <p>(表決権等)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）</p> <p>(3)～(5)</p> <p>2 (略)</p>

※注：電子メールのみ活用する場合には、この新旧対照表中「電磁的方法」「電磁的記録」を削除して「電子メール」とします。